

鳥取県林地開発許可に係る技術基準等運用規程

(開発許可に係る申請書等作成要領)

第5 開発許可に係る申請書及び添付書類の作成については、規則第4条及び第5条に定めるもののほか、次の表により行うものとする。ただし、記載等すべき事項がない場合には、その書類の作成を省略することができる。

書類等の名称	規則の条項等	作成要領
林地開発許可申請書	林地開発許可申請書	<ol style="list-style-type: none">1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。2 開発行為に係る森林の所在場所が複数ある場合は、代表する所在場所及び他の筆数を記入すること。3 開発行為に係る森林の土地の面積は、実測でヘクタールを単位とし、小数点以下は4位にとどめ、小数点以下5位を切り捨てる。4 開発行為の着手予定年月日は、特定の年月日が明らかでない場合は「許可の日から」とすること。5 開発行為の完了予定年月日は、特定の年月日が明らかでない場合は「許可の日（又は着手の日）から〇年以内」等とすること。6 備考は、開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合には、「別紙のとおり」と記載し、他法令等の許認可の手続状況一覧表（様式第6号）に一括記入すること。
林地開発変更許可申請書	規則第4条第1項 (様式第2号)	<ol style="list-style-type: none">1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。2 林地開発許可申請書（様式第1号）に準じて作成すること。3 変更の内容は、主な変更点について簡潔に記載すること。4 変更の理由は、変更理由を簡潔に記載すること。5 添付書類は、変更前及び変更後の区別を明示すること。
林地開発行為変更届	規則第4条第3項 (様式第3号)	<ol style="list-style-type: none">1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。2 林地開発変更許可申請書（様式第2号）に準じて作成すること。3 変更の内容は、主な変更点について簡潔に記載すること。

		<p>4 変更の理由は、変更理由を簡潔に記載すること。</p> <p>5 添付書類は、変更前及び変更後の区別を明示すること。</p>
位置図	規則第5条第1項	縮尺5万分の1以上の地形図に、開発事業区域の位置を明示すること。
区域図	規則第5条第2項	<p>縮尺5千分の1以上の等高線が記載された図面に、次の事項を明示すること。</p> <p>ア 開発事業区域（区域界は赤線で囲む）、その一部が開発しようとする森林である場合には、その森林区域界（区域界は緑線で囲む）</p> <p>イ 開発事業区域内及び隣接地の県市町村界、大字界、字界及び名称、地番界、地番</p>
林地開発事業計画書	規則第5条第3項第1号 (様式第4号)	<p>1 一時的利用計画の欄は、一時的に他用途に利用する計画がある場合には、その内容等について記載すること。</p> <p>2 当該森林及び下流における水需給の状況の欄は、周辺の地域又は下流における水源等の有無及び水利用の状況について記載すること。</p> <p>3 許可計画の内容を変更しようとする場合にあっては、変更前及び変更後の区別を明示すること。</p>
工事工程（工区）計画表	規則第5条第3項第2号 (様式第5号)	<p>1 開発行為の内容に応じて工区別及び工種別に区分し、具体的に記入すること。</p> <p>2 着工予定年月日及び完了予定年月日が明らかでない場合は、見込みで記入すること。</p> <p>3 工種は、開発行為の内容に応じて具体的に区分すること。</p> <p>4 工程は、防災施設に係るものを先行させること。</p>
他法令等の許認可の手続状況一覧表	規則第5条第3項第3号 (様式第6号)	<p>1 他法令等の許認可の手続の状況について記載すること。該当がない場合は「他法令の該当なし」と記載すること。</p> <p>2 他法令等の許認可の手續の状況を証明する書類（許認可書、担当部局の受付印が押印された申請書等）の写しを添付すること。</p>
資金計画書	規則第5条第3項第4号 (様式第7号)	<p>1 処分収入の内容については、備考欄に具体的に記入すること。</p> <p>2 自己資金又は借入金を当該事業に係る収入とする場合には、預金残高証明書、融資証明書その他の収入を証明する資料を添付すること。</p> <p>証明する資料が日本語以外で記述されている場</p>

		<p>合、当該資料を日本語に翻訳した書類を添付すること。</p> <p>証明する資料は、申請日前3か月以内に取得したものであること。</p>
全体計画及び期別計画の概要	規則第5条第3項第5号 (様式第8号)	<p>1 全体計画及び期別計画がある場合に記載すること。</p> <p>2 開発後の用途別面積の欄の計は、開発事業区域面積と一致させること。</p>
防災計画概要表	規則第5条第3項第6号 (様式第9号)	防災計画の概要について記載すること。
残置森林等の維持管理計画書	規則第5条第3項第7号 (様式第10号)	残置森林等の維持管理計画について記載すること。
残置森林等配置図		<p>1 縮尺5千分の1以上の等高線が記載された図面に、開発事業区域、残置森林、造成森林及び開発行為を行った後に森林以外となる区域を明示すること。</p> <p>2 全体計画がある場合には、1に準じて作成すること。(1とは別葉で可)</p> <p>3 開発事業区域の区域界を赤線で表示すること。</p> <p>4 残置森林、造成森林、開発後森林以外となる区域を表示し、これらの形態別に着色すること。(残置森林は緑色とすること。)</p>
現況図	規則第5条第3項第8号	<p>縮尺2千5百分の1以上の等高線が記載された図面に、次の事項を明示すること。</p> <p>ア 開発事業区域（区域界は赤線で囲む。）</p> <p>イ 森林の現況（人工林・天然林等の別に着色し、樹種、林齢を記入する。）</p> <p>ウ 事業区域の周辺の人家又は公共施設の位置</p>
流域現況図	規則第5条第3項第9号	流域の地形、土地利用の状態、河川の状況（河川の位置、開発に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができない地点の位置等）を明示すること。
利用計画図	規則第5条第3項第10号	<p>縮尺2千5百分の1以上の等高線が記載された図面に、次の事項を明示すること。</p> <p>ア 開発事業区域（区域界は赤線で囲む。）及び地番界</p> <p>イ 切土、盛土、捨土、排水施設、道路等の造成計画、残置森林等の区域及びこれらの形態別の着色（残置森林は緑色とする。）</p>

		ウ 全体計画及び期別計画がある場合には、その計画（別図面でも可。）
土工標準図	規則第5条第3項第11号	法面勾配、土質、小段計画、法面保護、植栽計画等を明示すること。
縦断図及び横断図	規則第5条第3項第11号	土量計算に必要な箇所について、利用計画図と対比できるように明示すること。
防災施設の設計図及び設計根拠	規則第5条第3項第12号	よう壁、えん堤、排水施設、洪水調節池、沈砂池等の防災施設の縦横断図、構造図、土工定規図等の設計図のほか、各種安全計算等の算出根拠及び設計根拠を添付すること。
建物その他工作物の概要図	規則第5条第3項第13号	
森林の所在場所、面積及び権利関係一覧表	規則第5条第3項第14号 (様式第11号)	<p>1 開発行為をしようとする森林について、一筆ごとに記入すること。</p> <p>2 面積は、実測でヘクタールを単位とし、小数点以下は4位にとどめ、小数点以下5位を切り捨てる。</p> <p>3 所有権者の住所及び氏名は、登記記録のとおりとし、同意等の取得の相手方が登記記録の住所及び氏名と異なる場合には、（ ）で二段書きとすること。</p> <p>4 所有権の欄の権原の取得状況は、申請者名義のものは「所有」と、これ以外のものは「売買（賃借）契約」、「施行（開発）同意（承諾）」等権原の取得等の状況に合致した内容を記入すること。</p> <p>5 所有権以外の権利関係の欄の権利の種類は、抵当権、地上権等登記上の権利を記入し、権利者の住所及び氏名並びに権原の取得状況は、3及び4に準じて記入すること。</p> <p>6 区分の欄には、次の区分により記入すること。 開発行為に係る森林に該当する地目：開 残置森林に該当する地目：残 開発行為に係る森林及び残置森林の両方に該当する地目：開・残</p>
森林以外の所在場所、面積及び権利関係一覧表	規則第5条第3項第15号 (様式第12号)	<p>1 事業区域内の森林以外の土地のうち防災施設の設置その他の事業の施行に伴い開発者が使用する土地について、一筆ごとに記入すること。</p> <p>2 権原の取得状況の欄の年月日は、売買契約、同</p>

		<p>意等の年月日を記入すること。</p> <p>3 備考欄は、えん堤、排水施設、洪水調節池等の用途を記入すること。</p> <p>4 地目ごとに小計し、その他は森林の所在場所、面積及び権利関係一覧表（様式第11号）に準じて記入すること。</p>
権原の取得状況を証明する同意書の写し	規則第5条第4項 (様式第13号)	
開発事業区域を管轄する集落住民の代表者の同意書の写し	別添参考様式1号	
排水先の河川等の管理者の同意書の写し	別添参考様式2号	排水先の河川等とは、直接の排水が接続する河川またはその他の排水施設とする。
用地選定理由書		用地選定に至った経緯、理由等を記載すること。 (全体計画に基づいて区域を拡大する場合を除く。)
現況写真		事業区域の現況写真に、その撮影方向を記載した現況図を添付すること。
開発協定書		<p>1 烏取県開発事業指導要綱（昭和60年7月12日付発土第76号。以下「指導要綱」という。）の適用となる開発事業の場合は、指導要綱第10条の規定による関係市町村長との開発協定書の写し</p> <p>2 それ以外の開発事業にあっては、関係市町村等と協定等を締結している場合は、その写し</p>
住民説明会等の開催概要書類	規則第5条第3項第16号	住民説明会等の開催日時、対象地区、参加人数、説明の概要、意見及び意見に対する対応状況等を記載すること。
景観への配慮状況書類	規則第5条第3項第16号	景観の維持のために十分配慮したこと示す太陽光パネルやフレーム等の色彩・反射光・修景等の措置状況を記載すること。
身分を証する書類		<p>1 申請者が法人の場合は、当該法人の登記事項証明書の写し。</p> <p>2 法人でない団体の場合は、代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類の写し</p> <p>3 個人の場合は、住民票</p> <p>4 申請日前3か月以内に取得した最新の情報が記</p>

		載されたものであること。
土地に係る登記事項証明書		<p>1 様式第11号及び第12号の土地に係る登記事項証明書の写し</p> <p>2 申請日前3か月以内に取得した最新の情報が記載されたものであること。</p>
土工配分図		別荘地、スキー場及びゴルフ場の造成、宿泊施設又はレジャー施設の設置に係る開発行為にあっては、切土及び盛土の移動方向及び土量を明示すること。
公図		法務局の土地台帳附属地図の写しに開発事業区域界を赤線で囲むこと。枚数が複数で判読が困難となる場合等には適宜の方法により集合図を作成すること。
面積算出根拠		<p>1 鳥取県林地開発条例施行規則 様式第4号「林地開発事業計画書」に記載する面積の算出根拠を集計表、図面等で示すこと。</p> <p>2 面積算出方法は原則として次のいずれかによるものとする。</p> <p>なお、プラニメーターによる場合には三回読みの平均値とすること。</p> <p>ア 三斜切り イ プラニメーター ウ 座標計算 エ CAD</p>
土量計算書		切土、盛土及び捨土の土量算定根拠を明らかにすること。

注

- 1 図面には、縮尺、方位及び記号の凡例等を記入すること。
- 2 明示事項の多少により、別葉あるいは他の図面に合わせて明示するなど適宜作成すること。
- 3 A4判に製本すること。
- 4 図面を図面袋等に格納する場合には、図面の名称一覧表を添付すること。
- 5 図面以外の書類には、見出しラベルを付けること。